記入例 B
一括徴収

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄		年度		
		処理済	別事業所	1/1 無
			資料無	普徴

（宛先）　伊勢崎市長 令和 7 年 9 月 5 日提出	（特別徴収義務者）給与支払者 所在地（住所）	〒 012 － 3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者指定番号：190△△△△△ 宛名番号：1234
	フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ	担当者連絡先 所属：人事課人事労務係
	氏名又は名称	株式会社　○× 商事	氏名：特徴　花子
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電話：000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 ※ 1～3のいずれかの番号を必ず記入してください
フリガナ	イ セ サキ　イチ ロウ							
氏名	伊勢崎　一郎							
生年月日	(昭和)・平成 50 年 1 月 1 日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
1月1日現在の住所	群馬県伊勢崎市△△ 3-2-1							
異動後の住所			140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	7 年 8 月 31 日	1（右から1～7のいずれかを記入） 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 （7その他の事由・理由）	2（右から1～3のいずれかを記入） 1．特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先で1．特別徴収継続の場合を記入 2．一括徴収 ※1月以降は必須 →2．一括徴収の場合を記入 3．普通徴収（本人納付） →3．普通徴収の場合を記入

1．特別徴収継続の場合

（特別徴収義務者）新しい勤務先			
特別徴収義務者指定番号		(新規) 法人番号	新しい勤務先では、月割額　円を ［　］月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。
所在地	〒　－	担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	受給者番号
氏名又は名称		電話　内線（　）	納入書の要否（新規の場合のみ記載）［　］右から番号を記入　1 必要　2 不要

2．一括徴収の場合

理由（あてはまる数字に○）		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）	左記の一括徴収した税額は、
(1)	異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	9 月 20 日	104,400 円	［9］月分（翌月10日納入期限分）で納入します。
2	異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため			

3．普通徴収の場合

理由（あてはまる数字に○）	
1	異動が令和　年12月31日までで、一括徴
2	令和　年5月31日までに支払われるべき給
3	死亡による退職であるため

８月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分で一括して納入する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　140,000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　35,600円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額　104,400円（9月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

一括で徴収した税額を納入する月
※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

※市記入欄	

【提出先】〒372-8501　群馬県伊勢崎市今泉町二丁目
※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。

御注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先では記入してください。

3 新勤務先では1．特別徴収継続の場合を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。出国予定者の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いします。普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「市民税納税管理人設定（変更）申告書」を提出するよう対象者にご指導ください。